

相原資源ごみ処理施設(仮称)における公共施設整備事業の
PPP/PFI手法検討結果報告書

主旨

2017年6月に「町田市PPP/PFI手法導入にかかる優先的検討の基本方針」が策定され、対象事業として以下の基準が示されている。

◇対象事業

次の1及び2に該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象とする。

1次のいずれかに該当する事業その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業

(1)建築物又はプラントの整備等に関する事業

(2)利用料金の徴収を行う公共施設整備事業

2次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業

(1)事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業(建設、製造又は改修を含むものに限る。)

(2)単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業(運営等のみを行うものに限る。)

「町田市PPP/PFI手法導入にかかる優先的検討の基本方針」から抜粋

2025年度から事業を予定している下記の相原資源ごみ処理施設事業は、上記、対象事業1(1)及び2(1)に該当する。

よって、「町田市PPP/PFI手法導入にかかる優先的検討の基本方針」に則り、本事業の適切なPPP/PFI手法の選択を実施したうえで、簡易な検討(費用総額の比較による評価)を実施し、採用手法の導入の可否を検討するものとする。

〈検討対象事業〉

(1)事業名 : 相原資源ごみ処理施設(仮称)整備事業
(設計・施工一括発注方式)

(2)事業内容 : 資源ごみ処理施設

(3)事業期間 : 2025年度～2028年度(予定)

検討結果

○検討対象事業方式の抽出

本事業についての事業方式としては、従来型手法としては、公共が仕様等を規定して性能発注方式で設計・施工される公設公営方式(DB方式:設計・施工)を選定した。PPP/PFI手法としては、近年、一般廃棄物処理施設の施工・運営事業に多く適用されており、公共の資金調達により施設の設計・施工、運営を民間事業者に包括的に委託する公設民営方式(DBO方式 設計・施工、運営)を選定した。

○検討結果

- ・DBO方式における財政比率削減率(VFM)は1.7%と見込まれ、コスト面での優位性は小さい。
- ・2か所の資源ごみ処理施設整備において両施設の性能を同等とする必要があり、従来型手法の発注仕様書によって 施設の仕様を詳細に規定できる。
- ・従来型手法の方が施設整備スケジュールなどにおいて、より柔軟な対応をとることができる。
- ・事業規模が小さく、売電収入も見込めないことから、民間事業者の参入意欲は期待できない。

以上のことから、従来型手法(公設公営方式)が優位と判断し、PPP/PFI手法を導入しないこととした。